

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道防災事業費補助取扱要領

平成15年10月1日 機構規程第118号

平成22年11月8日 機構規程第61号

令和3年3月31日 機構規程第92号

(通則)

第1条 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和61年法律第88号)により設立された会社(以下「会社」という。)に対する防災事業費補助(以下「補助金」という。)の取扱いについては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号。以下「機構法」という。)及び同法施行令(平成15年政令第293号。以下「機構法施行令」という。)並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び同法施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この取扱要領は、国土の保全に資するとともに会社の鉄道施設の防災に資することを目的として、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)から会社に対して、同会社が施行する国土保全に係る河川、荒廃山地、海岸等の防災事業に要する経費の一部を交付する補助金(以下「補助金」という。)について、補助の対象、補助金に係る申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(補助金の交付の対象となる事業の範囲等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の範囲及び対象とする経費(以下「対象経費」という。)は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 補助事業の採択基準は、別表第2に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 会社は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)に施行しようとする事業の内容を記載した書類(第2号様式)及び計算の基礎を記載した書類(第3号様式)を添付し、機構に提出しなければならない。(この取扱要領に基づく会社から機構に対する提出書類等の経由方については、以下同様とする。)

2 前項の申請書の提出時期は、当該申請に係る補助事業を施行する会計年度の4月25日までとする。

ただし、機構が他の日を提出時期として指定したときは、その日までとする。

(補助金額の算出)

第5条 当該年度に交付する補助金の額は、第3条の規定による補助事業の対象工事件名（工事箇所ごとの件名をいう。ただし、「落石、なだれ等対策」及び「海岸等保全」にあっては、国土交通大臣（以下「大臣」という。）が別に定める範囲内の工事箇所ごとの件名ごとをいう。以下同じ。）ごとの対象経費の支出計画額の合計額に、別表第2に定める補助率を乗じて算出する。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 機構は、第4条による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査し、所要の手続きのうえ補助金の交付を決定し、第4号様式による補助金交付決定通知書により、会社へ通知するものとする。

(申請の取下げ期日)

第7条 会社は、交付決定の内容又はこれに附した条件に不服があることにより、補助金の交付申請を取下げようとするときは、機構が指定する期日までにその旨を記載した書面を機構へ提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第8条 次に掲げる事柄は、補助金の交付を決定する場合に附する条件となるものとする。

- (1) 機構法、機構法施行令及び取扱要領に従わなければならないこと。
- (2) 補助事業の内容又は対象経費の配分について変更しようとするときは、大臣が別に定める軽微な変更を除き、遅滞なく補助事業計画変更承認申請書（第5号様式）を機構へ提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の額の確定通知を受けた場合において、すでに交付を受けた補助金の一部を国に納付すべきときは、指定する期日までに補助金納付金額計算書（第6号様式）を機構へ提出しなければならないこと。
- (4) 当該年度の補助事業が完了した場合において、当該補助事業に係る雑収入が生じたとき又は工事用の機械、器具、仮設物その他の資材が残存しているときは、当該雑収入又は当該物件の残存価格に第5条に定める補助率を乗じて得た金額を機構を通じて国に納付しなければならないこと。
- (5) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）を処分しようとするときは、機構の理事長（以下「理事長」という。）が別に定める場合を除き、その旨を記載した書面を理事長へ提出し、その承認を受けなければならないこと。

(状況報告)

第9条 会社は、補助事業の実施状況については、補助金の交付決定に係る国の会計年度の上半期及び機構から要求があったときとし、補助事業実施状況報告書（第7号様式）により、上半期にあっては、当該年度の10月5日、機構からの要求による場合は、機構から要求のあった月の翌月の5日までに機構へ提出しなければならない。

(当該年度内に補助事業が完了しない場合等の措置)

第10条 会社は、補助事業が年度内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、補助事業が当該年度内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び当該年度内に事業が完了しない部分又はその遂行が困難となった部分に係る対象経費を算定した書類（第8号様式）を当該年度の3月5日までに機構に提出し、その指示を受けるものとする。

(実績報告)

第11条 会社は、補助事業の全部が完了したときは、補助事業の全部が完了した日から起算して20日以内又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに機構に補助事業完了実績報告書（第9号様式）を提出しなければならない。ただし、補助事業の全部が交付決定年度内に完了しない場合には、補助事業年度終了実績報告書(第10号様式)を翌年度の4月20日までに機構に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第12条 機構は、前条に定める補助事業完了実績報告書の提出があったときは、これを審査し、その内容が正当であると認めたときは、所要の手続きのうえ補助金の額の確定通知書（第11号様式）により、会社に通知するものとする。

(概算払の請求)

第13条 会社は、補助金の概算払を受けようとするときは、請求書(第12号様式)を機構に提出しなければならない。

(補助金に関する整理)

第14条 会社は、補助金の交付に関する特別の帳簿を備え、交付を受けた補助金を補助事業の対象工事件名ごとに整理しておかなければならない。

2 前項の補助事業の対象工事件名ごとの補助金の額は、第6条による交付決定年度に係る補助金の交付額のうち、それぞれの対象工事件名が属する補助率ごとの額を、交付決定の基礎となった補助事業の実施計画額の合計額のうち、当該対象工事件名が属する補助率ごとの実施計画額の合計額に占める当該対象工事件名の実施計画額の割合で配分するものとする。

3 前項の補助金額は、第12条に定める補助金の額の確定通知を受けた場合において、当該確定額とその確定の基礎となった補助事業の実績額及び補助事業の対象工事件名ごとの実績額により修正しなければならない。

4 第1項の帳簿は、補助事業の全体及び件名ごとの毎年度の補助金額及びその累積額が明らかとなるような様式のものとしなければならない。

(取得財産に関する整理)

第15条 会社は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、鉄道事業会計規則（昭和62

年運輸省令第7号)別表第1の資産の区分に従い、補助事業の対象工事件名ごとに、当該取得財産等の帰属する線区名、区間又は場所及び財産価格を明らかにし、常にその取得の状況を把握できるよう整理しておかなければならない。

- 2 前項の財産の整理は、補助事業の一の対象工事件名により取得した財産が稼働した場合において、当該財産の取得のために充てられた補助金額を前項資産の区分ごとに明らかにするものとする。

この場合における補助金額は、第14条の帳簿により対象工事件名の工事の完了する年度までに事業費の一部に充てられた補助金の累計額とし、当該財産の属する資産区分の構成割合によって配分するものとする。

- 3 第1項の帳簿は、補助事業の全体及び対象工事の件名ごとの毎年度の財産取得の状況及び前項の資産の区分ごとの補助金額、その他必要な事柄が明らかとなるような様式のものとしなければならない。

(関係書類の保存)

第16条 会社は、取得財産等の現状を明らかにしておくため、次の各号に掲げる帳簿を保存しておかなければならない。

- (1) 第14条及び第15条に規定するの帳簿
- (2) 取得財産等の得喪に関する書類
- (3) 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(財産処分の承認等)

第17条 会社は、取得財産等(適正化法施行令第13条第1項から第3号までに掲げる財産及び同令第9条第2項の規定により読み替えて適用する同令第13条第4号又は第5号の規定により理事長が定める財産に限る。)を処分しようとする場合には、当該財産の属する線区名、区間、所在場所、価格、処分の理由その他必要な事柄を明らかにした書類を機構に提出し、理事長の承認を受けなければならない。ただし、理事長が別に定める場合は、この限りでない。

附 則

この取扱要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成22年11月18日から施行し、平成22年度以降の補助金に係る財産から適用する。

附 則

この取扱要領は、令和3年3月31日から施行する。

別表第 1

補助対象 となる事 業	補 助 対 象 と な る 事 業 の 範 囲	対 象 経 費		
		費 目	費目の 区 分	内 容
鉄道防災 事業	1. 土砂の流失及び崩壊の防備、なだれ又は落石の危険防止等のために森林の造成事業又は森林の造成もしくは維持のための事業を行う必要があると認められる地域、地すべりしている区域又は地すべりをする恐れのある極めて大きい区域等であって公共の利害に密接に関連する地域、水源地域又は溪流において治水上土砂の生産及び流出を防止する必要がある地域において、天然自然現象等によって風化した土砂等が崩壊、落下すること等により民生の安定が破壊され、かつ、会社の鉄道施設が被害を受けることを防止するために行う防災工事。 2. 河川法第8条に定める河川工事又は砂防法第1条に定める砂防工事に起因する会社の橋梁等鉄道施設に関する防災工事であって、内閣運輸甲20号（昭和25年3月28日閣議決定）の定めに基づき施工されるもの。	工事費		補助事業施行のために必要な直接的経費
		本 工 事 費	路盤費 橋りょう費 軌道費 電気費 その他	請負工事費等の直接本体工事に要する経費 切取、盛土、のり面工、おおい、さく、護岸壁等の構築に要する経費 鉄道橋の上部構造及び下部構造の新設並びにこれらに関連する工事に要する経費 本線及び側線の新設、移設等軌道工事に要する経費 電力設備、信号設備、通信設備の新設、移設等に要する経費 鉄道林の造成、トンネル、停車場工作物、建物等の移転又は改築に要する経費
		附 帯 工事費	工 事 附帯費	資材運搬費、外注設計調査費、工事用建物の仮設費等の直接工事に付帯する経費

別表第 1

補助対象 となる事 業	補 助 対 象 と な る 事 業 の 範 囲	対 象 経 費		
		費 目	費目の 区 分	内 容
	3. 津波、高潮、波浪その他 海水又は地盤の変動による 被害から海岸を防護する必 要ある区域及び河川の洪水 高潮等による被害から河岸 を防護する必要のある区域 において海水等の侵入又は 海水等による浸食により民 生の安定が破壊され、かつ 会社の鉄道施設が被害を受 けることを防止するため に行う防災工事。	用地費	用地費	用地購入費、補償費等 の直接用地の取得等に要 する経費

別表第 2

区 分	補 助 率	採 択 基 準
落石、なだれ等対策 1. 治山に関する工 事 1) 荒廃山地等の 整備及び荒廃危 険山地等の崩壊 等の予防に係る もの	1 / 2	次に掲げる基準に適合する工事であること。 1. 天然現象等によって発生した鉄道沿線山地の崩壊地荒廃溪流若しくは地隙、又は天然現象等に起因する崩壊の可能性が濃厚な鉄道沿線の山地若しくは荒廃移行地（以下「荒廃山地等」という。）で当該荒廃山地等の附近の河川の下流に現に被害を与え又は被害を与える恐れがあるもので行われる工事であって、流域保全上特に必要なもの又は公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上必要なものであること。 2. 会社の鉄道施設の整備（原状回復に伴う工事を除く。以下同じ。）又は保全（原状回復に伴う工事を除く。以下同じ。）となる工事であること。 3. 次の各号の一に掲げる河川又は地区に係る工事であること。 イ 1 級河川上流 ロ 2 級河川上流 ハ その他の河川又は地区。ただし、工事が次の各号の一に該当する場合に限る。 a 市街地、部落（人家 10 戸以上）の保護 b 主要公共施設（学校、官公署、病院、道路、港湾等）の保護 c 耕地（10ha 以上）、ため池（貯水量 3 万 m³ 以上）、用排水施設（面積 100ha 以上）等の保護 （工事規模） 1 施行箇所の工事費 年度計画 山腹 35 万円以上 溪流 85 万円以上

別表第 2

区 分	補 助 率	採 択 基 準
2) なだれ防止林の造成に係るもの 2. 地すべりの防止に関する工事	1 / 2	鉄道沿線の山地において、過去になだれが発生したか又は発生する恐れのある箇所、直接公道、その他公共施設に被害を与え、民生安定上施設を必要とする箇所において実施するなだれ防止林の造成工事であって、会社の鉄道施設の整備又は保全となる工事 (工事規模) 1 施行箇所の工事費 2 5 万円以上 次に掲げる基準に適合する工事であること。
1) 溪流において施行するもの及びこれと一体となって直接溪流に土砂を排出することを防止するために施行するもの	1 / 2	1. 鉄道沿線における地すべり地域で、当該地域の附近の河川の下流に現に被害を与え又は被害を与える恐れがあるもので行われる工事であって、流域保全上特に必要なもの又は公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上必要なものであること。 2. 会社の鉄道施設の整備又は保全となる工事であること。
2) 上記以外のもの	1 / 2	3. 次の各号の一に掲げる河川又は地区に係る工事であること。 イ 1 級河川上流 ロ 2 級河川上流 ハ その他の河川又は地区。ただし、工事が次の各号の一に該当する場合に限る。 a 市街地、部落（人家 1 0 戸以上）の保護 b 主要公共施設（学校、官公署、病院、道路、港湾等）の保護

別表第2

区 分	補 助 率	採 択 基 準
3. 砂防に関する工 事 荒廃した山地に おいて多量の土砂 を流出する恐れ のある溪流に対 して施行するもの	1 / 2	c 耕地（10ha以上）、ため池（貯水量3万m³以上）、用排水施設（面積100ha以上）等の保護 （工事規模）1 施行箇所の工事費 全体計画 山腹450万円以上 溪流650万円以上 年度計画 山腹 60万円以上 溪流 95万円以上 次に掲げる基準に適合する工事であること。 1. 鉄道沿線の水源地域又は溪流において、治水上、土砂の生産及び流出を防止する必要のある地区で当該地区の附近の河川の下流に現に被害を与え又は被害を与える恐れがあるもので行われる工事であって、流域保全上特に必要なもの又は公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上必要なものであること。 2. 会社の鉄道施設の整備又は保全となる工事であること。 3. 次の各号の一に該当するものであること。 イ 市街地、部落（人家10戸以上）の保護 ロ 重要鉱工業施設及び公共施設（官庁、学校、病院、道路、橋梁等のうち相当規模以上のもの）の保護 ハ 耕地（耕地面積30ha以上）の保護
河 川 改 修 1) 直轄河川改修 に係るもの	2 / 3	河川法第9条第2項に定める区間（以下「指定区間」という。）外の河川法第4条に定める河川（以下「1級河川」という。）について、河川管

別表第 2

区 分	補 助 率	採 択 基 準
2) 中小河川改修に係るもの イ) 1 級 河 川 ロ) 2 級 河 川	1 / 2 1 / 2	理者の施行する改良工事（河川法施行令第 2 条第 7 項の規定により施行する河川工事を含む。）に係る会社の行う同鉄道の橋梁等改修工事（原状回復に伴う工事を除く。以下同じ。） 指定区間内の 1 級河川又は河川法第 5 条に定める河川（以下「2 級河川」という。）において一定の計画に基づき河川管理者が施行する改良工事であって、その総事業費が都市河川にあってはおおむね 1 0 億円以上、その他の河川にあってはおおむね 5 億円以上の次の各号の一に該当するものに係る会社の行う同鉄道の橋梁等改修工事 1. 改良工事によって洪水又は高潮による被害が防止される区域内の農耕地が 2 0 0 ha 以上であるもの、宅地（公共用地又は 5 か年以内に宅地となることが予想される土地を含む。以下同じ。）が 2 0 ha 以上であるもの。家屋が 2 0 0 戸以上であるもの、又は農耕地が 1 0 0 ha 以上であって、かつ、宅地があつて、宅地が 1 0 ha 以上もしくは家屋が 1 0 0 戸以上であるもの。 2. 改良工事による年便益が、河川管理者が別に定める計算方式により総事業費の 1 / 17 以上であるもの。
3) 小規模河川改修に係るもの イ) 1 級 河 川		指定区間内の 1 級河川において河川管理者の施行する改良工事であつて、その総事業費が都市河川にあってはおおむね 3 億円以上 1 0 億円以内、その他の河川にあっては、おおむね 2 億円以上 5 億円以内の次の各号の一に該当するものに係る会社の行う同鉄道の橋梁等改修工事

別表第2

区 分	補 助 率	採 択 基 準
1 種	4 / 10	社の行う同鉄道の橋梁等改修工事 1. 改良工事を実施する地点における河川の流域面積が10km²以上又は計画高水流量が毎秒100m³以上の区間において施行する改良工事であつて、次の何れかに該当するもの。 イ 改良工事によって洪水又は高潮による被害が防止される区域内的の農耕地が100ha以上であるもの。宅地が10ha以上であるもの。家屋が100戸以上であるもの。又は農耕地が50ha以上であつて、かつ、宅地が5ha以上もしくは家屋が50戸以上であるもの。 ロ 改良工事による年便益が、河川管理者が別に定める計算方式により総事業費の1/17以上であるもの。 2. 国土交通大臣の施行する改良工事に接続して施行するもので、国土交通大臣の施行する改良工事と一体となって効用をはたすこととなるもの。
2 種	4 / 10	指定区域内的の1級河川において河川管理者の施行する改良工事であつて、その総事業費が都市河川にあつてはおおむね3億円以上10億円以内、その他の河川にあつてはおおむね2億円以上5億円以内の次の各号に該当するものに係る会社の行う同鉄道の橋梁等改修工事 1. 改良工事によって洪水又は高潮による被害が防止される区域内的の農耕地が60ha以上であるもの、宅地が5ha以上であるもの、家屋が50戸以上であるもの、又は農耕地が30ha以上であつて、かつ、宅地が2.5ha以上もしくは家屋が25戸以上であるもの。 2. 1種の基準に該当しないもの。

別表第 2

区 分	補 助 率	採 択 基 準
ロ) 2 級 河 川	4 / 1 0	2 級河川において河川管理者の施行する改良工事であってその総事業費が都市河川にあつては3 億円以上1 0 億円以内、その他の河川にあつてはおおむね2 億円以上5 億円以内のもので、改良工事によって洪水又は高潮による被害が防止される区域内の農耕地が6 0 ha以上であるもの、宅地が5 ha以上であるもの、家屋が5 0 戸以上であるもの、又は農耕地が3 0 ha以上であつて、かつ、宅地が2 . 5ha以上又は家屋が2 5 戸以上であるものに係る会社の行う同鉄道の橋梁等改修工事
4) 局部改良に係るもの	1 / 3	指定区間内の1 級河川又は2 級河川において河川管理者の施行する改良工事であつて、中小河川改修又は小規模河川改修のいずれにも含まれないもので、かつ、その総事業費が都市河川にあつてはおおむね1 千万円以上3 億円以内、その他の河川にあつてはおおむね1 千万円以上2 億円以内の次の各号の一に該当するものに係る会社の行う同鉄道の橋梁等改修工事 1. 局部的に施行される改良工事であつて、その改良工事によって洪水又は高潮による被害が防止される区域内の農耕地が3 0 ha以上であるもの。家屋が2 5 戸以上であるもの。農耕地が1 5 ha以上であつて、かつ、宅地が1.5 ha以上もしくは家屋が1 5 戸以上であるもの。 2. 局部的に河道線形が不良であるか又は河道幅が狭小等である等のため、当該箇所又はその上下流における河川の機能に著しく障害となっている区間の河川工事 3. 局部的な河床の洗掘、堆積等のため河川の機能が著しく低下している区間の河川工事

別表第 2

区 分	補 助 率	採 択 基 準
5) 都市小河川改修に係るもの	1 / 3	東京都区部、地方自治法第 2 5 2 条の 1 9 による指定都市及び指定都市に隣接し、市街化の著しい都市並びに主要な地方中核都市の市街化区域に係る指定区間内の流域面積が30km ² 以下であるものの 1 級河川又は 2 級河川において河川管理者の施行する改良工事に係る会社の行う同鉄道の橋梁等改修工事
6) 高潮対策事業に係るもの	4 / 1 0	指定区間内の 1 級河川又は 2 級河川のうち、高潮により被害が生ずる地域において河川管理者の施行する高潮対策事業に係る会社の行う同鉄道の橋梁等改修工事
7) 河川法第 100 条第 1 項に定める準用河川改修に係るもの	1 / 3	総事業費が都市河川に係るものにあつてはおおむね 2 千万円以上 3 億円以内、その他の河川に係るものにあつてはおおむね 2 千万円以上 2 億円以内の準用河川に係る河川管理者の施行する河川工事であつて、次の各号の一に該当するものに係る会社の行う同鉄道の橋梁等改修工事 1. 過去 3 ヶ年間に氾らん被害が 3 回以上発生した区域に関する工事であること。 2. 当該河川工事によって氾らん被害が防止されることとなる区域内に 6 0 ha 以上の農地、5 0 戸以上の家屋又は 5 ha 以上の宅地が存すること。 3. 宅地開発、区画整理、土地改良等の事業に関連して、当該河川工事が必要となるものであること。 4. 下水道又は農業用の水路からの排水を処理するため当該河川工事が必要となるものであること
8) 災害復旧助成事業に係るもの	1 / 2	降雨、洪水、暴風、高潮、波浪又は津波による災害に起因する河川管理者の行う河川改修工事

別表第 2

区 分	補 助 率	採 択 基 準
9) 災害関連事業に係るもの 10) 河川激甚災害に係るもの イ) 直轄河川及び1級河川 ロ) 2級河川	1 / 2 5.5 / 10 1 / 2	のうち、災害復旧助成事業として行うもので、次の各号に該当するものに係る会社の行う同鉄道の橋梁等改修工事 1. 被害激甚であって災害復旧工事のみでは十分な効果を期待できないもの。 2. 総工事費のうち助成工事費の占める割合が原則として5割以下のものであって、助成工事費が1億円をこえるもの。 3. 原則として他の改良計画がないもの。 4. 助成事業費によって得られる効果が大であるもの。 5. 上下流（前後）に悪影響を与えないもの。 降雨、洪水、暴風、高潮、波浪又は津波による災害に起因する河川管理者の行う河川改修工事のうち、災害関連事業として行うもので、次の各号に該当するものに係る会社の行う同鉄道の橋梁等改修工事 1. 総工事費のうち災害関連工事費の占める割合が原則として5割以下のものであり、かつ、1箇所の災害関連工事費が200万円以上のもの。 2. 原則として他の改良計画がないもの。 3. 災害関連事業費によって得られる効果が大であるもの。 次に該当する河川管理者の施行する河川工事に係る会社の行う同鉄道の橋梁等改修工事 A 対象河川 1. 指定区間内の1級河川又は2級河川のうち、河川の氾らんによる1区域の被害が次の各号の一に該当するもの。 イ 流失又は全壊家屋数が50戸以上である

別表第 2

区 分	補 助 率	採 択 基 準
11) 砂防事業に係るもの	1 / 2	もの。 ロ 浸水家屋が2,000 戸以上であるもの。 ハ 次のものがそれぞれ流失又は全壊 1 戸に相当するものとして換算して加算した数値がイに相当することとなるもの a 半壊家屋 2 戸 b 著しい浸水家屋（軒下浸水程度） 3 戸 c 浸水家屋 40 戸 2. 河川の氾らんによる 1 市町村の区域内の 1 水系に係る被害が前号の一に該当するもの。 B 採択基準 1. 再度災害を防止するために必要な一定の計画に基づく工事であること。 2. 1 の計画は、当該工事施行箇所の上流部及び下流部と均衡のとれたものであること。 3. 施行区域は、災害の発生状況を十分検討し、必要最小限度の範囲であること。 4. 全体事業費は 10 億円以上で、かつ、原則として当該災害による一般被害総額に相当する額を限度とすること。なお、一般被害総額の算定基準は、河川管理者が別に定めるところによる。 砂防指定地内において都道府県知事が施行する砂防工事のうち、次の各項の一に該当するものに係る会社の行う同鉄道の橋梁等改修工事 1. 1 級河川又は 2 級河川の水系に係るもので、次の各号の一に該当する場合 イ 流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の 1 割をこえるもの。 ロ 流出土砂量が甚だしく、その量が本川流量

別表第 2

区 分	補 助 率	採 択 基 準
12) 砂防激甚災害に係るもの	5.5/10	の1割をこえるもの。 ハ 河床に土砂堆積が甚だしく、流下する恐れのあるもの。 2. 1の水系以外の水系に係るもので、前項各号の一に該当し、かつ、次の各号の一に該当する効果のある場合 イ 公共施設（官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋梁等のうち相当規模以上のもの）の保護 ロ 市街地、部落（人家50戸以上）の保護 ハ 耕地（耕地面積30ha以上）の保護 ニ 港湾又は河口の埋没（年間埋没10,000㎡以上）防止 3. 現在、荒廃していないが、豪雨等により崩壊を生ずる恐れのあるもので、次の各号の一に該当する効果のある場合 イ 市街地、部落（人家50戸以上）の保護 ロ 重要鉱工業施設及び公共施設（官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋梁等のうち相当規模以上のもの）の保護 ハ 耕地（耕地面積30ha以上）の保護 4. 1の採択基準に該当し、かつ、次の各号の一に該当する場合 イ 都市区域及び都市区域周縁2kmの区域内の河川又は溪流において施行するもの。 ロ 都市区域周縁2kmから上流部の流域面積が10km²以下の河川又は溪流において施行するもの。 次に該当する砂防工事に係る会社の行う同鉄道の橋梁等改修工事 A 対象地区

別表第 2

区 分	補 助 率	採 択 基 準
		1. 土石流等により次の各号の一に該当する災害が発生した一連地区のうち、堆積土砂又は崩壊により、次期出水時等に下流に著しい被害を与える恐れのあるものであって、再度災害を防止するため一定の計画に基づき緊急に実施することが必要な砂防事業、地すべり対策事業及び治山事業に係る全体事業費の合計額がおおむね10億円以上であるもの。 イ 流失又は全壊家屋数が50戸以上であるもの。 ロ 次期出水で、流失又は全壊の危険が確実である家屋数が50戸以上であるもの。 ハ 浸水家屋が2,000戸以上であるもの。 B 採択基準 砂防ダム、床固め工、流路工、山腹工等の砂防設備に係る事業のうち、次の各号の一に該当するもの。 1. 下流の被害地域の緊急な整備の遂行上、特に先行して施行する必要がある事業 2. 公共の利害に密接に関連を有し、国民経済上及び民生の安定上放置し難いものであって、次に掲げる施設の何れかに被害を及ぼす恐れがあると認められるもの。 イ 鉄道、高速自動車国道、一般国道及び都道府県道並びに市町村道のうち迂回路のないものその他の公共施設のうち重要なもの。 ロ 官公署、学校もしくは病院等の公共建物又は鉱工業施設のうち重要なもの。 ハ 20戸以上の人家 ニ 20ha以上の農地（10ha以上20ha未

別表第 2

区 分	補 助 率	採 択 基 準
海 岸 等 保 全 1. 海岸の防護に関する工事 1) 海岸施設の新設又は改良に係るもの 2) 局部改良に係るもの 2. 河岸の防護に関するもの 1) 1 級河川又は 2 級河川に係るもの	1 / 2 1 / 3 1 / 3	満の農地で、当該地域に存する人家の被害を考慮し、20ha以上の農地における被害に相当すると認められる場合を含む。) 鉄道沿線の海岸において、高潮、波浪、津波、海岸の浸食等に対し、海岸を防護し、かつ、会社の鉄道施設の保全又は整備となる工事であって、次の各号に該当するもの。 1. 高潮、波浪、津波、海岸の浸食等による被害が発生する恐れの大なる海岸であるもの。 2. 防護面積、防護人口がおおむね1km当り5ha以上又は50人以上であるもの。 鉄道沿線の海岸において、高潮、波浪、津波、海岸の浸食等に対し、海岸を防護し、かつ、会社の鉄道施設の保全又は整備となる工事であって、総事業費が1,500万円以下のもので単年度施行をもって事業の効果を発揮しうるもの。 指定区間内の1級河川又は2級河川において河岸を保全し、かつ、会社の鉄道施設の整備又は保全となる工事であって、その総事業費がおおむね1,000万円以上のもので次の各号の一に該当するもの。 1. 局部的に施行される改良工事であって、その改良工事によって洪水又は高潮による被害が防止される区域内の耕作地が30ha以上であるもの、家屋が25戸以上であるもの。農耕地が1.5ha以上であって、かつ、宅地が1.5ha以上も

別表第 2

区 分	補 助 率	採 択 基 準
2) 準用河川に係るもの	1 / 3	しくは家屋が15戸以上であるもの。 2. 局部的に河道線形が不良であるか、又は河道幅が狭小である等のため、当該箇所又はその上、下流における河川の機能に著しく障害となっている区間の河川工事に係るもの。 3. 局部的な河床の洗掘、堆積等のため、河川の機能が著しく低下している区間の河川工事に係るもの。 準用河川において河岸を保全し、かつ、会社の鉄道施設の整備又は保全となる工事であって、その総事業費が都市河川に係るものにあつてはおおむね2,000万円以上3億円以内、その他の河川に係るものにあつてはおおむね2,000万円以上2億円以内のもので、次の各号の一に該当するもの。 1. 過去3か年間に氾らん被害が3回以上発生した区域に関する工事であること。 2. 当該工事によって氾らん被害が防止されることとなる区域内に60ha以上の農地、50戸以上の家屋又は5ha以上の宅地が存すること。 3. 宅地開発、区画整理、土地改良等の事業に関連して、当該工事が必要となるものであること。 4. 下水道又は農業用水の水路からの排水を処理するため、当該工事が必要となるものであること。

(第1号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構 理事長 殿

住 所
名 称

鉄道防災事業費補助金交付申請書

年度における防災事業に係る鉄道防災事業費補助金 円を
交付されるよう、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道防災事業費補助
取扱要領第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の目的及び内容

2. 事業の内容

別添 年度鉄道防災事業計画総括表（第2号様式）

記載のとおり

3. 添付書類

年度鉄道防災事業費補助金計算書

(第2号様式－1)

鉄道株式会社

年度鉄道防災事業計画（変更）総括表

(単位：千円)

区 分 対 策 別	総 工 事 費	年度まで 工 事 支 出 額	年度以降 工事支出計画額	年 度		備 考
				工事支出計画額	補 助 金 額	
(1) (対 策 名)						
(2)						
(3)						
合 計						

(注) 1. 対策別は、「落石、なだれ等対策」、「河川改修」及び「海岸等保全」に区分すること。

2. 事業計画の変更の場合には、当初計画の数値等に抹線を付し、その上段に変更に係る数値等を記載する等により、変更の内容が明らかになるよう記載すること。

(第2号様式－2)

鉄道株式会社

年度鉄道防災事業計画（変更）概要表

(対 策 名)

(単位：千円)

区 分 工事件名別	総 工 事 費	年度まで 工 事 支 出 額	年度以降 工事支出計画額	年 度			工 期	使用開始 時 期	備考
				工事支出計画額	補助率	補 助 金 額			
合 計									

- (注) 1. 対策名は、「落石、なだれ等対策」、「河川改修」及び「海岸等保全」とし、対策別に別葉とすること。
2. 工事件名別は、都道府県別、工事箇所別、補助率別に記載すること。
3. 工事件名ごとに工事概要を記載した書類及び工事箇所等を記載した略図（B4版1枚を原則とする）を添付すること。
4. 事業計画の変更の場合には、変更に係る工事件名については、当初計画の数値等に抹線を付し、その上段に変更に係る数値等を記載する等により明示するとともに、備考欄に変更の主な理由を記載すること。

(第2号様式－3)

鉄道株式会社

年度鉄道防災事業計画（変更）内訳総括表

(単位：千円)

区 分 対 策 別	工事支出 計 画 額	工 事 内 訳							備 考	
		工 本						附帯工事		用 地
		路 盤	橋りょう	軌 道	電 気	そ の 他	小 計			
合 計										

- (注) 1. 対策別は、「落石、なだれ等対策」、「河川改修」及び「海岸等保全」に区分すること。
2. 事業計画の変更の場合には、当初計画の数値等に抹消を付し、その上段に変更に係る数値等を記載する等により変更の内容が明らかになるよう記載すること。

(第2号様式－4)

鉄道株式会社 年度鉄道防災事業計画（変更）内訳概要表

(対 策 名)

(単位：千円)

区 分 工事件名別	工事支出 計 画 額	工 事 内 訳						附 帯 工 事	用 地	補助率	備 考
		本 工 事									
		路 盤	橋りょう	軌 道	電 気	そ の 他	小 計				
合 計											

(注) 1. 対策別は、「落石、なだれ等対策」、「河川改修」及び「海岸等保全」とし、対策別に別葉とする。
2. 工事件名別は、都道府県別、工事箇所別、補助率別に記載すること。
3. 事業計画の変更の場合には、当初計画の数値等に抹消を付し、その上段に変更に係る数値等を記載する等により、変更の内容が明らかになるよう記載すること。

(第2号様式－5)

鉄道株式会社

年度鉄道防災事業費（変更）算出基礎（1）

(工 事 件 名)

(単位：円)

費 目	細 目	工 種	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
用地費	用地	用地買収	m ²				
本工事費	路盤	補盛切土護排橋橋橋て新移で電信通	式 m ³ m ³ m ² m ²				
	橋りょう	水設 備台脚た去設設去力号信	式 基 基 連 式 m m 式 式 式 式 式				
附帯工事費	軌道 電 気 その他 工事附帯		式				
合 計							(補助率)

(注) 1. 本表は、「河川改修」について、工事件名別に記載すること。

2. 河川管理者との協定に基づいて事業を実施する場合にあっては、河川管理者等の負担額を含む全体事業費の総額を記載し、当該年度の会社負担額を各細目欄にかっこ書きすること。

3. 事業計画の変更の場合には、変更に係る件名については、当初計画の数値等に抹線を付し、その左側に変更に係る数値等を記載する等により変更の内容が明らかになるよう記載し、備考欄に主な理由を記載すること。

(工 事 件 名)

年度鉄道防災事業費（変更）算出基礎（2）

(単位：円)

(注) 1. 本表は、「落石、なだれ等対策」又は「海岸等保全」について記載すること。
2. 本表は、工事件名別に記載すること。
3. 事業計画の変更の場合には、変更に係る件名については、当初計画の数値等に抹線を付し、その左側に変更に係る数値等を記載する等により変更の内容が明らかになるよう記載し、備考欄に主な理由を記載すること。

(第3号様式)

鉄道株式会社

年度鉄道防災事業費補助金計算書

(単位：円)

区 分 対策別、工事件名別	工 事 支 出 計 画 額	補 助 率	補 助 金 額	備 考
(対 策 名)				
1. (都道府県名)				
(1)				
(2)				
2. (都道府県名)				
(1)				
(2)				
合 計				

(注) 1. 対策別は、「落石、なだれ等対策」、「河川改修」及び「海岸等保全」に区分すること。

2. 工事件名別は、都道府県別、工事箇所別、補助率別に記載すること。

(第4号様式)

番 号
年 月 日

殿

独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構 理事長

年度鉄道防災事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度
鉄道防災事業費補助金については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道
防災事業費補助取扱要領（以下「取扱要領」という。）第6条の規定により下記のと
おり交付することに決定したので、通知する。

記

1. 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費 円

補助金の額 円

2. 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）及び同法施行令（平成15年政令第239号）並びに取扱要領に従わなければならない。
- (2) 補助事業の内容又は対象経費の配分を変更しようとするときは、昭和62年6月15日付け官鉄監第137号に定める場合を除き、遅滞なく補助事業計画変更承認申請書（第5号様式）を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）に提出し、承認を受けなければならない。

(3) 補助金の額の確定は、補助事業に要した工事件名ごとの対象経費の実績額に補助率を乗じて得た額の合計額と工事件名ごとの対象経費の配分額に対応する補助金の合計額(変更されたときは変更後の額とする。)とのいずれか低い額とする。

ただし、雑収入又は工事用の機械、器具、仮設物等の残存物件がある場合は、雑収入額又は残存物件の残存価格に取扱要領 5 に定める補助率を乗じて得た額を差し引いた額とする。

(4) 補助金の確定通知を受けた場合において、すでに交付を受けた補助金の一部を国に納付すべきときは、当該通知を受けた日の翌月の末日までに補助金納付金額計算書(第 6 号様式)を機構に提出しなければならない。

(5) 補助事業によって取得した財産を処分しようとするときは、昭和 62 年 6 月 15 日付け官鉄監第 137 号に定める場合を除き、機構の承認を受けなければならない。

3. この補助金の交付決定の内容又は条件に不服がある場合は取扱要領 7 の規定による申請の取下げをすることができる期限は、 年 月 日とする。

(第5号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構 理事長 殿

住 所
名 称

年度鉄道防災事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって補助金等の交付決定通知の
あった 年度鉄道防災事業について、下記のとおり、その内容又は経費の配分
を変更したいので、承認されるよう申請します。

記

1. 事業の内容又は経費の配分を変更する理由

2. 添付書類

年度鉄道防災事業計画変更総括表

年度鉄道防災事業計画変更概要表

年度鉄道防災事業計画変更内訳総括表

年度鉄道防災事業計画変更内訳概要表

年度鉄道防災事業費変更算出基礎

(第6号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構 理事長 殿

住 所
名 称

年度鉄道防災事業費補助金の納付金額計算書

年 月 日付け 第 号をもって通知を受けました

年度鉄道防災事業費補助金については、下記のとおり一部を納付することとなった
ので、報告します。

記

- | | |
|----------------|---|
| 1. 補助金受入れ額 | 円 |
| 2. 確定額 | 円 |
| 3. 納付額 (1 - 2) | 円 |

(第7号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構 理事長 殿

住 所
名 称

年度 $\left[\begin{array}{c} \text{上 半 期} \\ \text{月末まで} \end{array} \right]$ の鉄道防災事業実施状況報告書

年 月 日から 年 $\left[\begin{array}{c} \text{上 半 期} \\ \text{月末まで} \end{array} \right]$ までの期間における

年度鉄道防災事業の実施状況について、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道防災事業費補助取扱要領9の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--------------|------|----|
| | (| 円) |
| 1. 工事支出計画額 | | 円 |
| 2. 工 事 実 績 額 | | 円 |
| | (進捗率 | %) |
| 3. 交 付 決 定 額 | | 円 |
| 4. 工 事 の 概 要 | | |

(別紙1) 年度 $\left[\begin{array}{c} \text{上 半 期} \\ \text{月末まで} \end{array} \right]$ の鉄道防災事業
実施状況調書(その1)のとおり

- (注) 1. 当初の工事支出計画額に変更があった場合は、最終の額を記載し、当初計画額を上段にかっこ書きとすること。
2. 上半期の報告にあつては(月末まで)を削除することとし、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構からの要求に基づく報告にあつては(上半期)を削除すること。

(第7号様式 別紙1)

鉄道株式会社

年度 $\left[\begin{array}{c} \text{上 半 期} \\ \text{月末まで} \end{array} \right]$ の鉄道防災事業実施状況調書 (その1)

(対策名)

(単位：円)

区 分 工事件名別	工事支出計画額	工 事 実 績 額	計画額との差額	進捗率	2月末までの 工事支出計画額	合 計	備 考
	①	②	①－②	②／①	③	②＋③	
合 計							

- (注) 1. 対策名は、「落石、なだれ等対策」、「河川改修」及び「海岸等保全」とし、対策別に別葉とすること。
2. 工事件名別は、都道府県別、工事箇所別、補助率別に記載すること。
3. 当初の工事支出計画額に変更があった場合は、最終の額を記載し、当初計画額を上段にかっこ書きすること。
4. 上半期の報告にあっては、標題の (月末まで) の字句は削除し、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構からの要求に基づく報告にあっては、標題の (上半期) の字句は削除する。

(第8号様式)

鉄道株式会社

年度鉄道防災事業実施状況調書（その2）

(対策名)

(単位：円)

区 分 工事件名別	工事支出計画額	工 事 実 績 額 (3月末までの 見込み額を含む)	計画額との差額	計 画 額 と の 差 額 の 内 訳			理 由
				年度内に完了 しない部分	遂行が困難 となった部分	そ の 他	
合 計							

- (注) 1. 対策名は、「落石、なだれ等対策」、「河川改修」及び「海岸等保全」とし、対策別に別葉とすること。
2. 工事件名別は、都道府県別、工事箇所別、補助率別に記載すること。
3. 当初の工事支出計画額に変更があった場合は、最終の額を記載し、当初計画額を上段にかっこ書きすること。

(第9号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構 理事長 殿

住 所
名 称

年度鉄道防災事業完了実績報告書

年度鉄道防災事業の完了実績について、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道防災事業費補助取扱要領第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の完了実績

別紙1 年度鉄道防災事業完了実績調書(その1)のとおり

別紙2 年度鉄道防災事業完了実績調書(その2)のとおり

(第9号様式 別紙1)

鉄道株式会社

年度鉄道防災事業完了実績調書(その1)

(対策名)

(単位:円)

区分 工事件名別	工 期		工事支出計画額	工事実績額	残存物件等 合計額	補助対象 実績額	計画額との差額	備考
	着工期日	完了期日						
合 計								

- (注) 1. 対策名は、「落石、なだれ等対策」、「河川改修」及び「海岸等保全」とし、対策別に別葉とすること。
2. 工事件名別は、都道府県別、工事箇所別、補助率別に記載すること。
3. 当初の工事支出計画額に変更があった場合は、最終の額を記載し、当初計画額を上段にかっこ書きすること。

鉄道株式会社 年度鉄道防災事業完了実績調書（その２）

年度鉄道防災事業完了実績調書（その2）

(単位：円)

区 分		金 額				計	備 考
		補助率 /	補助率 /	補助率 /	補助率 /		
工 事 支 出 計 画 額	A						
実 績 額	B						
雑 収 入 残 存 物 件 価 格	C						
補 助 対 象 額	$D = B - C$						
補 助 金 精 算 額	$E = D \times \text{補助率}$						
概 算 交 付 額	F						
補 助 金 返 還 額	$F - E$						

(注) 対策名は、「落石、なだれ等対策」、「河川改修」及び「海岸等保全」とし、対策別に別葉とすること。

(第 10 号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構 理事長 殿

住 所
名 称

年度鉄道防災事業年度終了実績報告書

年度鉄道防災事業の年度終了実績について、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道防災事業費補助取扱要領 11 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|------------|------|----|
| 1. 工事支出計画額 | (| 円) |
| | | 円 |
| 2. 工事実績額 | | 円 |
| | (進捗率 | %) |
| 3. 交付決定額 | | 円 |
| 4. 工事の概要 | | |

別紙 1 年度鉄道防災事業年度終了実績調書

別紙 2 年度鉄道防災事業実績概要表

(注) 当初の工事支出計画額に変更があった場合は、最終の額を記載し、当初計画額は上段にかっこ書きすること。

(第10号様式 別紙1)

鉄道株式会社 年度鉄道防災事業年度終了実績調書

(対策名) (単位：円)

区 分 工事件名別	工事支出計画額	工 事 実 績 額	残 存 物 件 等 合 計 額	補助対象実績額	計画額との差額	進捗率 (%)	計画額との差額の内訳		備考
							繰 越 額	そ の 他	
合 計									

(注) 1. 対策名は、「落石、なだれ等対策」、「河川改修」及び「海岸等保全」とし、対策別に別葉とすること。
2. 工事件名別は、都道府県別、工事箇所別、補助率別に記載すること。
3. 当初の工事支出計画額に変更があった場合は、最終の額を記載し、当初計画額を上段にかっこ書きすること。

(第10号様式 別紙2)

鉄道株式会社 年度鉄道防災事業年度終了実績調書

(対策名) (単位：千円)

区 分 工事件名別	工事支出 計 画 額	工 事 実 績 額	工 事 内 訳						補助率	備考	
			工 事								附 帯 工 事
			路 盤	橋りょう	軌 道	電 気	その他	小 計			
合 計											

(注) 1. 対策名は、「落石、なだれ等対策」、「河川改修」及び「海岸等保全」とし、対策別に別葉とすること。
2. 工事件名別は、都道府県別、工事箇所別、補助率別に記載すること。
3. 当初の工事支出計画額に変更があった場合は、最終の額を記載し、当初計画額を上段にかっこ書きすること。
4. 工事实績内訳の欄は、工事件名別及び合計の上段にそれぞれ工事支出計画額に対応する内訳をかっこ書きすること。

(第 1 1 号様式)

番 号
年 月 日

殿

独立行政法人鉄道建設・
運輸施設整備支援機構 理事長

年度鉄道防災事業費補助金の額の確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって実績報告のあった
年度鉄道防災事業の実施については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
鉄道防災事業費補助取扱要領第 1 2 条の規定により下記のとおりその額を確定したの
で、通知する。

記

補助金額は、次のとおりとする。

円

(第 1 2 号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長殿

住所
氏名

年度鉄道防災事業費補助金の概算払の請求について

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知を受けた標記
補助金()について、下記のとおり概算払を受けたいので、請求します。

記

1. 金 額
2. 支払方法
3. 振 込 先